

太子町長 服部 千秋 様

太子町行財政審議会

会 長 土井 弘



「太子町新行政改革大綱(第 6 次)及び同実施計画」について

平成 30 年 3 月 7 日付太総務第 1112 号で諮問のあった「太子町新行政改革大綱(第 6 次)及び同実施計画」について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1. はじめに

めまぐるしく変化する社会情勢に的確に対応すべく、「持続可能で弾力的な財政構造の確立」及び「効率的な行政運営と住民サービスの向上」という基本方針の下、自主性と自立性の高い行政運営の推進を図るための 5 年間の行政改革において、次のとおり審議を行った。

2. 審議経過

本審議会では、事務局より提出された資料について、慎重な審議を重ねた結果、次の結論に達した。

3. 「太子町新行政改革大綱(第 6 次)及び同実施計画」(案) について

原案のとおりとすることで妥当と考える。なお、以下の意見を付して答申とする。

- (1) 各取組項目について、第 5 次の取組結果を十分に検証し、実施する以上は大きな効果が得られるよう積極的に取り組んでいただきたい。
- (2) 将来的な財政見通しは、税収の大幅な増収は見込めず非常に厳しい状況の中で、老朽化施設の長寿命化対策、社会保障関連の扶助費をはじめ、公債費などの義務的経費も高い水準で推移することが見込まれるため、よりいっそうの財政基盤の強化に努めていただきたい。
- (3) 庁舎開庁から一定期間が経過する中で、引き続き庁舎機能の改善に努めていただくとともに、CS アンケートの結果をサービス向上に反映させるなど、これまで以上に事務事業の改善等を推進していただきたい。
- (4) 「歳入確保方策の検討」については、財政基盤の強化に向けて、職員一丸となって知恵を絞って検討を進めていただきたい。
- (5) 滞納整理については、非常に難しい問題ではあるが、滞納者だけでなく、担当職員にも十分配慮した上で、適切に対応いただきたい。